令和８年（フ）第４５０７号
東京都目黒区自由が丘２丁目18―13―207
破産者　生方　　亘
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５２２号
東京都杉並区荻窪１丁目19―６―102
破産者　浅野比佳利（旧姓阿部）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５２５号
東京都目黒区目黒本町５丁目23―19―302
破産者　河瀬　未央
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５７３号
東京都江東区北砂３丁目35―15―102
破産者　橋場　翔吾
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９２号
東京都東村山市秋津町５丁目35―１―209
破産者　小元　優香
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９７号
東京都新宿区下落合４丁目13―５　竹下荘102
破産者　田中　　葵（旧姓太田）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５６号
東京都板橋区南常盤台１丁目37―12―101
破産者　高橋紗友姫
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６９６号
東京都あきる野市伊奈868―102
破産者　古田　佳輝
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７０５号
東京都墨田区立花５丁目７―３―209
破産者　熊谷　朋子（旧姓山田）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７１１号
東京都北区桐ケ丘１丁目21―40　日の基青老閣
破産者　阿部ミツヱ
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６０号
東京都豊島区池袋４丁目16―１―201
破産者　福島　明子
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６７号
東京都北区滝野川４丁目18―５
破産者　村井　亮太
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８１９号
東京都中野区鷺宮６丁目１―10　ささき荘203
破産者　末永　大基
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２１号
東京都江東区東雲２丁目７―５―1407
破産者　木村鍾哲こと　李　　鍾哲
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８６１号
東京都台東区千束３丁目６―８―506
破産者　藤田　良之
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１９４号
大阪府岸和田市土生町８丁目３番１―402号
破産者　辻村　栄樹
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６５号
長崎県佐世保市瀬戸越町851番地、前住所長崎県佐世保市瀬戸越町441番地８　プレシャスⅢ103号
破産者　渡邉　俊太
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第７０号
長崎県佐世保市指方町1780番地
破産者　山口　明彦
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１７号
大分県日田市田島２丁目８番20号　メルベーユ田島Ａ101号
破産者　中園　純一
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第３５号
岩手県陸前高田市米崎町字糠塚沢20番地３
破産者　熊谷　和也
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第２５号
山形県酒田市千石町２丁目13番３号
破産者　阿部　雅大
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部